

令和5年9月29日

第4回総会議事録

長岡市農業委員会

第 4 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 9 月 29 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 14 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 15 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 16 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 17 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 20 号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について
 - 日程第 3 報告第 3 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (22 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (2 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、
主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 2 時 00 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

これより第 4 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局から本日の出席委員数の報告を求めます。

山田事務局長 本日欠席届が議席番号 5 番、若井泰志委員、15 番、西巻郁夫委員から提出されております。出席委員は 24 名中 22 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成

立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 8 番、青柳久雄委員、9 番、長谷川惣市委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第 14 号 農地法第 3 条の許可申請について
議長 日程第 2、議案第 14 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 3 から 4 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は 8 件でございます。
1 から 6 番は売買による所有権移転、7、8 番は贈与による所有権移転であります。
担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第 14 号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第 15 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議長 議案第 15 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域3件、寺泊地域1件の計4件でございます。

1から3番は同一計画によるものですので、一括して説明させていただきます。1から3番、村松町、十日町、片田町の田及び畑について、1番は砂利採取場からの運搬道路並びに施設用地、2番は砂利採取場のための運搬道路、3番は排水路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和6年12月17日まで期間を延長するものであります。

4番、寺泊湊町の畑について、一般住宅建築敷地として5条許可を受けていた案件ですが、このたび転用目的を分家住宅建築敷地に変更するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の2番とも関連しております。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更について妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第15号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第16号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第16号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域の1件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、

支所におきまして9月21日までに現地確認を実施しております。

1番、新開町の田について、農家住宅及び農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第16号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第17号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第17号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の10から11ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、与板地域1件、寺泊地域1件、長岡地域2件、栃尾地域1件、三島地域1件の計6件でございます。

1番、与板町本与板の田について、貸工場敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、与板町本与板地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

す。

先ほど説明しました事業計画変更承認申請の4番とも関連しております。2番、寺泊湊町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和5年10月10日から令和6年2月28日までの計画です。申請地は、寺泊湊町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、親沢町の田について、工事中仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和5年10月1日から令和6年12月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業のために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、新栄町3丁目の田について、一般住宅建築敷地として利用するため、使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和5年10月20日から令和6年2月10日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

5番、新開町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

6番、瓜生の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権を設定するものです。工期は、許可日から令和6年2月28日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第17号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第18号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第18号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の14ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権設定・移転で72件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が68件、使用貸借権設定が4件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは3件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは3件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が1件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の16ページから32ページにて確認

をお願いいたします。

以上、計78件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第18号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第19号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第19号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

 事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

 議案書の36ページをご覧ください。

 新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

 なお、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正によって、当初貸付時の農用地利用配分計画は、農用地利用集積等促進計画に名称が変更されて移転するものです。

 このたびは5件の申出があり、内容については、賃借権の移転が5件となっています。これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第19号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第20号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について

議長 議案第20号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを議題といたします。

鳥羽農政対策委員長から説明してもらいます。

鳥羽若一委員 農政対策委員長の鳥羽です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について説明をさせていただきます。議案書は40ページから42ページとなります。

初めに、本年度の意見書の作成と流れについて簡単に説明させていただきます。意見書とは、農業委員会の必須業務である農地等の最適化活動を通して、農業の維持、発展のために必要なことを市の施策に反映させていただくため、市や議会に対し、意見を取りまとめ、提言するものです。そして、上げた提言がいかに市の施策に反映されたかを確認し、上げた意見が反映されていない場合には継続して提言していくことが重要であると考えております。

これらを踏まえ、改選前の農業委員、推進委員の皆様から6月7日ま

でに頂いた意見を基に、昨年度の意見書をベースとして見直しをかけ、原案を作成しました。作成した意見書原案については、8月下旬に農業委員、推進委員の皆さんへ配付して、意見聴取の協力をお願いし、頂いた意見を基に最終調整を行い、運営委員会で本年度の意見書案として了承を得たものです。

それでは、改めまして意見書の内容について説明をさせていただきます。なお、意見書原案につきましては、8月に皆様へ配付し、内容のご確認をいただいておりますので、意見聴取により変更や追記を行った箇所を中心に説明させていただきます。

それでは、議案書40ページから42ページの内容をご覧ください。本意見書の内容は、農業委員会の必須業務である農地等の利用最適化の推進活動を通じて、本市農業の維持、発展のために必要なことを3つの推進事項に当てはめ、意見をまとめたものとなっています。

初めに、1としまして、持続可能な農業の実現と活力ある地域振興に向けた対策の強化について、6つの項目に分けて意見を明記しております。(1)が需要に応じた水田農業の推進について、(2)が担い手の確保及び経営対策の強化について、(3)がスマート農業の推進及び農業用機械更新支援の強化について、(4)が鳥獣被害対策の強化について、(5)が異常気象に対応した品種の導入について、(6)が農業継続のための支援対策の実施についてです。

ここでは(2)で、農業の入り口としての市民農園施設の周知、拡充について、原案に対して追加の意見がありましたので、追記してあります。残りの項目については、原案に対する意見、修正、要望はありませんでしたので、原案のままとなっております。

そのほか、昨年度の意見書に対して変更があった点については、(2)で就農希望者相談会等の企画、開催について追記し、(3)で大規模農家に偏りがちな各種支援を、経営規模の大小に関わらず、スマート農業や農業用機械の更新に対して支援するよう変更しました。また、(6)に異常気象などに伴う自然災害による農業被害の多発について追記しております。

次に、2として、担い手への農地の集積及び集約化について、3つの項目に分けて意見を明記しました。(1)が担い手への農地集積及び集約化対策の強化について、(2)が中山間地農業の維持・発展について、

(3) が地域計画策定による農地利用の最適化の促進についてです。

ここでは(2)で、近年、冬期間の大雪の際に多発している倒木被害に対する支援策についての意見が原案に対してありましたので、このことについて農業施設周辺ののり面、雑木等の管理に係る経費負担の軽減として追記しております。残りの項目については、原案に対する意見、修正要望等はありませんでしたので、原案のままとなっております。

そのほか、昨年度の意見書に対して変更があった点については、(1)に集積に対する補助金等の支援策の強化について記載し、(2)で小規模、兼業農家を支援対象として加えることを記載、(3)で人・農地プランが地域計画に変更されたことに伴う文言の整理をしております。

最後に、3として、遊休農地の発生防止及び解消について意見を明記させていただきました。ここでは、原案に対する意見、修正要望等はありませんでしたので、原案のままとなっておりますが、昨年度の意見書に対して変更のあった箇所としては、既に荒廃した農地について適切な農振農用地区域の設定をすることを求める表記に変更しております。

簡単ではありますが、以上で意見書の内容説明とさせていただきます。

なお、意見書について審議決定をしていただきました諸橋会長をはじめ、運営委員8名で市長並びに市議会議長へ本意見書を提出してまいりたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いします。

以上です。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第20号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について3件を44ページに、5条の届出について11件を45から47ページに、農地法の適用を受けない事実確認8件を48、49ページに、18条合意解約について2件を50ページに、利用権の解約について12件を51、52ページに、中間管理権の解約について1件を53ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第4回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時30分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和5年9月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	出	駒野亜由美																		
3	出	菲澤哲也	15	欠	西巻郁夫																		
4	出	櫻井正広	16	出	千野俊輔																		
5	欠	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	出	田中豊	23	出	佐藤辰也																		
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">22人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> <td></td> <td>青柳久雄 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td></td> <td>長谷川惣市 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	22人			議事録署名委員	欠席委員	人	2人			青柳久雄 委員		計	24人			長谷川惣市 委員
出席委員	人	22人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	2人			青柳久雄 委員																		
	計	24人			長谷川惣市 委員																		